

財務省第13入札等監視委員会
平成20年度 第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成20年9月19日(金) 熊本合同庁舎管理棟共用第一会議室	
委員	委員	上拂 耕生(熊本県立大学 総合管理学部 准教授)
	委員	諏佐 マリ(熊本大学 法学部 准教授)
	委員	成瀬 公博(成瀬法律事務所・弁護士)
審議対象期間	平成20年4月1日(火) ~ 平成20年6月30日(月)	
抽出事案	4件	(備考)
随意契約(物品役務等)	1件	<p>契約件名 : 普通財産業務委託契約(熊本県) 契約相手方 : 株式会社矢崎不動産調査 契約金額 : 告示報酬額[×(100%−2%)] ただし、一契約の売払価額における告示報酬額 [×(100%−2%)]が31,500円(税込)未満の場合は、 一律31,500円。ほか7件。 契約締結日 : 平成20年4月1日 担当部局 : 九州財務局</p>
競争入札(公共工事)	1件	<p>契約件名 : 佐伯税務署1階便所等改修工事 契約相手方 : 株式会社日隈建設 契約金額 : 5,827,500円(税込) 契約締結日 : 平成20年6月10日 担当部局 : 熊本国税局</p>
随意契約(物品役務等)	1件	<p>契約件名 : 先島監視カメラシステム二式(宮古島・与那国島)の賃貸借契約 契約相手方 : 三菱電機株式会社沖縄支店、三菱電機クレジット株式会社関西支店 契約金額 : 64,602,720円(税込) 契約締結日 : 平成20年4月1日 担当部局 : 沖縄地区税關</p>
競争入札(物品役務等)	1件	<p>契約件名 : 平成20年度データエントリー業務 契約相手方 : 株式会社スピア 契約金額 : 7,464,125円(税抜) 契約締結日 : 平成20年4月1日 担当部局 : 沖縄国税事務所</p>
応札(応募)業者数 1者 関連	1件	競争入札(物品役務等)と同じ。
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は 勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 「普通財産業務委託契約(熊本県)」</p> <p>契約相手方：株式会社矢崎不動産調査 契約金額：告示報酬額[×(100%−2%)]。 ただし、一契約の売払価額における告示報酬額[×(100%−2%)]が31,500円(税込)未満の場合は、一律31,500円。ほか7件。</p> <p>契約締結日：平成20年4月1日 担当部局：九州財務局</p> <p>審査は総合評価によるとあるが、①審査委員は何名か、又職員なのか、②どういうところを評価して、どれ位だったら何点付けるのかについて説明されたい。</p> <p>18年の企画競争段階では、申込者が1社だったので選定委員会は開催しなかったとの理解でよいのか。</p> <p>今後は測量業務も加える旨の説明であったが、これにより参加者は増えるとの認識か。</p> <p>一般競争ではなく、企画競争にした根本的な理由について説明されたい。</p> <p>当初企画競争を行い、その後2年間は随意契約といふことだが、契約金額は変わらないのか。また、現行は契約期間の限度を3年としているが、今後は1年を限度とするとの理解でよいのか。</p> <p>1年毎となると、同じ業者が2年続けて契約することはないと理解でよいのか。</p> <p>結果として3年、4年もあるということであれば、これまでと変わらないのではないか。</p>	<p>審査委員は職員であり、3名で行う。 配点は業者選定審査要領に基づき行うが、業者の事務処理体制が整っているとか、実績がある等の場合は10点を付与する形式をとっている。一番要となるのは割引率である。</p> <p>参加が1社であるから作業を行う意味はないものと理解。しかしながら、国の事務を代行して行う業務である関係上、相応の審査を行う必要はある。当該業者は以前から継続的に請け負ってきた者であり、信用状況や業務実績等から信頼できると判断したもの。</p> <p>零細規模の業務であり、このようなビジネス機会を踏まえて参加する者は限界があるのでないかと考えている。</p> <p>企画競争も競争性は有している。国の事務事業を委任を受けて行うような契約内容であるため、信頼できる者である必要があり、価格競争だけでは馴染まないのでないかとの考えによるもの。</p> <p>契約金額について変わりはない。契約期間についてはご理解のとおり。会計法の原則に立ち返り、今後は1年毎とする。</p> <p>結果として、他に参加者がいない等の場合には同一業者と契約することになる。</p> <p>これまでには、1度契約すれば残り2年は随意契約によっていたものを、今後は毎年競争を求める(2年間の随意契約の担保がない。)という点で異なるもの。</p>
<p>【事案2】 「佐伯税務署1階便所等改修工事」</p> <p>契約相手方：株式会社日隈建設 契約金額：5,827,500円(税込) 契約締結日：平成20年6月10日 担当部局：熊本国税局</p> <p>予定価格を下回っているのは1社のみだが、予定価格の設定を厳しく行ったのか。</p> <p>写真にもあるとおり、休憩室を作っているが、以前は無かったのか。また、どういう役割で作っているのか。</p>	<p>今回の予定価格は、設計事務所に外注した定価ベースでの積算をもとにしつつ、当局において、市販書籍(「積算資料」、「建設物価」、「建設資材情報」、「積算資料SUPPORT」)等に掲載されている一般的な市場価格を参考に作成している。</p> <p>また、市販書籍に無い項目については、関係業者から見積書を徴したほか、インターネットで検索するなど市場調査を実施し算出している。</p> <p>このように、建築工事及び機械設備工事等にかかる資材及び施工費用の積み上げによる結果であり、当局としては、特に、設定を厳しく行ったということではない。</p> <p>なお、参考までに落札業者にお話を伺ったところ、昨今、工事の受注量が減少しているため、多少利益を圧縮しても受注すべく、目一杯の企業努力で札を入れたと聞いている。</p> <p>工事前から女子の休憩室はあったが、昼夜みに勤務する職員とそうでない職員を区分する目的、また医務室等として使用する目的で今まででは倉庫だった部分を有効活用したものである。</p>

意見・質問	回答
<p>6社入札しており、1社は辞退しているが、落札者と辞退者はそれぞれ電子入札利用なのか、それとも従来の紙による方法なのか。</p> <p>また、電子入札することを業者に対し勧奨はしているのか。</p> <p>なお、紙による入札者の排除は行わないのか。</p> <p>入札の辞退はいつまで出来るのか。また、開札後の辞退はできるのか。</p> <p>調査基準額はなしもあるが、どうしてなのか。</p> <p>偽装及び手抜き工事が危惧されるが、監督職員はどの程度監督をしているのか。</p> <p>また、抜き打ちの調査も行なう場合があるのか。</p>	<p>落札者、辞退者とも電子入札である。国税局においては、現在、国税電子申告納税システム(e-Tax)の普及に取り組んでいることもあり、紙での入札の業者に対して電子での入札の勧奨を行っている。</p> <p>しかしながら、現状では電子での入札を強制できないことから、紙による業者であっても排除は行っていない。</p> <p>入れ前までは辞退は可能である。</p> <p>なお、資料5の入札公告の記6(1)のお書にあるとおり、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金を徴収している。</p> <p>「予算決算及び会計令第85条の基準について」により、調査基準額は予定価格が1,000万円を超えるものに限るとなっているため、この工事にはない。</p> <p>署の工事に当たっては、通常は署の総務課が対応している。前週までの工事状況や今後の予定等について基本的に週1回は打合せを行って確認しているほか、署で対応できないような事態の場合には、メール・FAX等により局営繕から指示を出して対応することとしている。</p> <p>なお、局営繕も、抜き打ちも含め、随時現場に行って監督を行っている。</p>
<p>【事案3】 「先島監視カメラシステム二式(宮古島・与那国島)の賃貸借契約」</p> <p>契約相手方：三菱電機株式会社沖縄支店、 三菱電機クレジット株式会社 関西支店</p> <p>契約金額：64,602,720円(税込)</p> <p>契約締結日：平成20年4月1日</p> <p>担当部局：沖縄地区税関</p> <p>本事案対象となっている監視カメラシステムの導入年度及び調達方法について。</p>	
<p>配付資料によると貴闈における今年度賃貸借契約にて稼動している監視カメラシステムは、「埠頭監視カメラシステム一式(石垣税関支署)」と、今回抽出事案となっている「先島監視カメラシステム二式(宮古島・与那国島)」の二事例があるが、契約金額について、石垣税関支署の一式の場合には、約2,500万円であり、宮古・与那国島の二式については約6,500万円となっている。</p> <p>単純に石垣税関支署一式の契約金額を二倍した金額と、宮古・与那国島二式の契約金額とを比較すると、差額が約1,500万円と大きくなるが、差額が大きくなる理由について。</p>	<p>平成18年度に一般競争入札にて調達を行った。</p> <p>石垣税関支署の契約関係の書類が手元にないことから、一式と二式の契約金額の差額が大きくなることについて具体的なところは分からぬが、石垣税関支署の監視カメラ3台のうち、1台については近赤外線照明付の超高感度カメラが配備されており、宮古・与那国島には、監視カメラ5台のうち、3台が近赤外線照明付の超高感度カメラが配備されている。</p> <p>近赤外線照明付の超高感度カメラ(付帯設備を含めて)については、金額が高額であること、設置費や保守費用も多くかかることなどから、配備台数の多い、本事案の宮古・与那国島のカメラシステムの契約金額が高額となり、差額も大きくなるものと考える。</p>
<p>賃貸借契約期間について5年間を想定しているようであるが、契約期間を延長若しくは継続することは可能か。</p> <p>同システムを継続して賃貸借契約する理由に「機器の使用状態が良好なことから」とあるが「使用状態が良好な状態」とはどのような状態を指すのか。</p>	<p>監視カメラの耐用年数は5年となっているが、機器の使用状態や予算の関係にもよるが、契約期間終了後、延長が可能であれば契約期間を延長して使用することもあり得ると考える。</p> <p>監視カメラシステムが24時間故障することなく、正常な状態で監視取締業務を行える状態のことである。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 「平成20年度データエントリー業務」</p> <p>契約相手方：株式会社スピア 契約金額：7,464,125円(税抜) 契約締結日：平成20年4月1日 担当部局：沖縄国税事務所</p>	
<p>入札は、全国の会社が参加できるのか。</p>	<p>財務省競争参加資格で九州・沖縄地区の競争資格を有するものであれば、参加可能である。</p>
<p>入札参加業者は、1社であるが、他にも参加できる業者はいるのではないか。 また、契約単価について、同じ業務で熊本局が公表している単価より高いがどうしてか。</p> <p>仕様書等において、各種の資料があり、データの入力を外部委託することについて、個人情報の漏洩等を防ぐためにどのような対策を講じているか。</p>	<p>平成17・18・19年度の場合、3社の応札業者がいた。 また、単価については、データ入力する資料の予定数量等により変わってくると思われる。</p>
<p>契約書の第23条(公正な取引の確保)で、違約罰を契約金額の100分の30としているが、熊本局の営繕工事の契約書では、100分の10となっている。違いは何か。</p>	<p>契約書において、秘密保持義務に違反した場合の損害賠償を掲げている。 また、入札説明書及び仕様書において、入札者は財団法人日本情報処理開発協会の許諾するプライバシーマーク等を取得していることを要件としており、これにより入札者の個人情報管理体制を検証している。</p> <p>ご指摘の条項については、独禁法の課徴金との重複排除及び談合等の不正行為があった場合の損害回復に重きを置くことを目的とし、国税庁において再整理が行われ、当該条項の規定は平成20年4月1日以降調達手続を開始する契約から改訂された。</p> <p>当事案の契約書は、平成20年4月1日前の調達手続であり、改訂前の契約書様式を使用しているのに対し、熊本局の契約書は、契約が平成20年6月であり改訂後の契約書様式を使用しているものである。</p>